

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 6 号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第 9 号)を次のとおり改正するよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

令和 2 年 12 月期

ア イ及びウ以外の職員(再任用職員を除く。)

期末手当の支給割合を 1.25 月分とすること。

イ 特定幹部職員(再任用職員を除く。)

期末手当の支給割合を 1.05 月分とすること。

ウ 医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を 0.65 月分(再任用職員にあっては、0.325 月分)とすること。

令和 3 年 6 月期以降

ア イ及びウ以外の職員(再任用職員を除く。)

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分とすること。

イ 特定幹部職員(再任用職員を除く。)

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分とすること。

ウ 医療大学の学長の職にある職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.675 月分(再任用職員にあっては、それぞれ 0.35 月分)とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

令和 2 年 12 月期

期末手当の支給割合を 1.65 月分とすること。

令和 3 年 6 月期以降

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

ただし、1の、2の及び3のについては、令和3年4月1日から実施すること。